



TAKASAGO

高砂市 議会だより

発行
高砂市議会

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

TEL(0794) 42-2101内(4330)

(0794) 43-9051 (直通)

編集:市議会だより編集委員会

第**136**号

2006年(平成18年)1月



主な内容

2005年
第2回臨時会
2005年
12月定例会

② ページ

第2回臨時会のあらまし
第2回臨時会の日程表
12月定例会のあらまし
12月定例会の日程表

③ ページ

第2回臨時会議案概要
12月定例会議案概要
記名投票結果

④ ページ

一般質問

⑩ ページ

決算特別委員会中間報告

第2回臨時会のあらまし

平成17年第2回臨時市議会は11月24日から11月30日まで、7日間開催しました。

この臨時会は平成17年の人事院勧告に伴う条例改正のため招集されたものです。

今臨時会では条例議案2件、予算議案7件の、9議案について提案があり、まず冒頭、市長から提案理由の説明がありました。

人事院勧告に伴う市職員及び市長等常勤の特別職の給与改定と、不祥事発生による市長、助役の給与減額が主な内容です。市職員の給与改正については、制度的なありかたについて、不祥事発生による市長、助役の給与減額については、その算出根拠等が論点になり、本会議質疑、委員会審査を通して深い議論を行いました。

このほか市長から不祥事についての調査結果や懸案事項についての報告がありました。

最終日には委員会に付託された各議案についての委員長報告と討論採決を行い、閉会しました。

平成17年第2回臨時市議会日程表

会期 11月24日(木)～30日(水)

7日間

11月24日(木)	開会、市長の提案理由の説明、質疑
25日(金)	再開、質疑、各常任委員会審査
26日(土)	休会
27日(日)	休会
28日(月)	休会
29日(火)	休会
30日(水)	再開、委員長報告、討論採決、諸報告、閉会



12月定例会のあらまし

12月定例会市議会は12月5日から12月21日まで、17日間開催しました。

まず冒頭、市長から今期定例会に提案された議案の提案理由の説明がありました。

今定例会では事件議案19件、条例議案10件、予算議案5件の、34議案について提案があり、本会議で熱心に質疑を行い、各委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に審査を行いました。また市民から提出された陳情についても、慎重な審査を行いました。特に、北山荘を廃止する条例、市民病院に形成外科を新設する条例、市職員の特殊勤務手当を定める条例については、深い議論を行いました。

このほか市長から懸案事項についての報告があり、活発な質疑を行いました。

9月定例会で提案され、継続審査となっていた平成16年度各会計決算認定についてはなお審査が必要として、委員長から中間報告があり、本会議においてさらに継続審査することと決しております。(中間報告概要別掲)

最終日には委員会に付託された各議案についての委員長報告と討論採決を行いました。そのうち、市職員の特殊勤務手当を定める条例については議員から修正の動議が提出されましたが、記名投票の結果、修正案は否決され原案どおり可決しました。また市民病院に形成外科を新設する条例についても記名投票を行い、この案件については可決しました。(投票結果は別掲)

平成17年12月定例会市議会日程表

会期 12月5日(月)～21日(水)

17日間

12月5日(月)	開会、市長の提案理由の説明
6日(火)	休会
7日(水)	休会
8日(木)	質疑
9日(金)	質疑
10日(土)	休会
11日(日)	休会
12日(月)	質疑
13日(火)	質疑
14日(水)	質疑、諸報告
15日(木)	一般質問
16日(金)	特別委員会、各常任委員会審査
17日(土)	休会
18日(日)	休会
19日(月)	各常任委員会審査
20日(火)	各常任委員会審査
21日(水)	委員長報告、討論採決、閉会

第2回臨時会での議案概要

条例議案等

- 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決

予算議案

- 第9回平成17年度高砂市一般会計補正予算 可 決

- 第3回平成17年度高砂市下水道事業特別会計補正予算 可 決
- 第3回平成17年度高砂市老人保健医療事業特別会計補正予算 可 決
- 第2回平成17年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算 可 決
- 第3回平成17年度高砂市水道事業会計補正予算 可 決
- 第2回平成17年度高砂市工業用水道事業会計補正予算 可 決
- 第2回平成17年度高砂市病院事業会計補正予算 可 決

12月定例会での議案概要

条例議案等

- 損害賠償の額を定めることについて(3件) 可 決
- 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について 可 決
- 加古川市、高砂市宝殿中学校組合規約の変更について 可 決
- 高砂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市高齢者福祉センター条例を廃止する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市教育センター条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市駐車場) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市向島多目的球場) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市民プール) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市知的障害者更生施設「高砂市立あすなる学園」) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市知的障害者小規模作業所「高砂ワークハウスつばさ」) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市勤労者総合福祉センター) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市生石宿泊センター) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市勤労者体育センター) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市文化会館) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市福祉保健センター) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市勤労会館) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市都市公園) 可 決

- 指定管理者の指定について(高砂市市ノ池公園キャンプ場) 可 決
- 指定管理者の指定について(高砂市総合運動公園体育施設) 可 決
- 高砂市職員の特殊勤務手当に関する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市職員の特殊勤務手当に関する条例の修正動議 否 決
- 高砂市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて 可 決
- 高砂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについて 修正可決

予算議案

- 第10回平成17年度高砂市一般会計補正予算 可 決
- 第4回平成17年度高砂市下水道事業特別会計補正予算 可 決
- 第3回平成17年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算 可 決
- 第4回平成17年度高砂市水道事業会計補正予算 可 決
- 第3回平成17年度高砂市病院事業会計補正予算 可 決

請願陳情

- 北山荘存続について 取 下 げ
- 「住宅リフォーム補助制度」(仮称)創設の陳情書 不 採 択
- 北山荘廃止の方針を改め、存続運営の方向で再検討をお願いします。また、利用者の声を反映できる機会を与えて下さるようお願いします。 取 下 げ

決算認定

- 平成16年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市水道事業会計決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市工業用水道事業会計決算認定について 継 続
- 平成16年度高砂市病院事業会計決算認定について 継 続

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

記名投票結果

- 賛成者 16名
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 船田 昭信 | 福元 昇 | 横山 義夫 | 橋本 芳和 |
| 八田美津子 | 砂川 辰義 | 近藤 清隆 | 北畑 徹也 |
| 沢野 博 | 西野 勝 | 生嶋 洋一 | 池本 晃 |
| 萬山 忠彦 | 木村 巍 | 坂牛 八州 | 岡本 勝弘 |
- 反対者 11名
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 小松美紀江 | 松本 均 | 今竹 大祐 | 中須 多門 |
| 入江 正人 | 北野誠一郎 | 秋田さとみ | 北 元次郎 |
| 宮本 幸弘 | 鈴木 利信 | 井奥 雅樹 | |

高砂市職員の特殊勤務手当に関する条例の修正動議

記名投票結果

- 賛成者 9名
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 小松美紀江 | 松本 均 | 今竹 大祐 | 中須 多門 |
| 西野 勝 | 入江 正人 | 北野誠一郎 | 鈴木 利信 |
| 井奥 雅樹 | | | |
- 反対者 18名
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 船田 昭信 | 福元 昇 | 横山 義夫 | 橋本 芳和 |
| 八田美津子 | 砂川 辰義 | 近藤 清隆 | 北畑 徹也 |
| 沢野 博 | 秋田さとみ | 北 元次郎 | 宮本 幸弘 |
| 生嶋 洋一 | 池本 晃 | 萬山 忠彦 | 木村 巍 |
| 坂牛 八州 | 岡本 勝弘 | | |

一般質問

市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。

ここではその一部を紹介します。よりくわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に収められていますのでご利用下さい。



直面した高砂市政の問題点についてほか

岡本 勝弘



問

市制施行50周年を経て、新たな発展に向けての最初の一年になるべきはずの平成17年だったが、一年を通じて、市職員の不祥事に振り回された感があり、誠に憂慮に堪えない。

9月でも質問したが、①不祥事発生の原因が、組織としての構造的な問題なのか、属人的なものか②人事行政全般の見直しの必要はないのか③倫理条例の制定についてお伺いしたい。

また、先の記者会見での市長の言動について、この際その真意を明らかにしていただきたい。これだけ不祥事がらみのニュースがマスコミを賑わし続けられ、市内の子どもたちで市外に通学している場合、学校でバカにされたり、いじめに遭わないとも限らない。何もかも市長に全責任を負わすのは酷だが、高砂に住んでいることが誇りであるような信頼を回復することは市長の義務であると思う。

答

①不祥事発生の原因は、組織的な問題であり個人

の問題でもあると認識している。組織的にはチェック機能の充実と不正を起こさない職場環境、体制をつくる対策を講じ、人の問題は、今後職員研修により、一人ひとりのスキルアップを図り、職場環境の改善に取り組む。②年に2回人事ヒアリングを行い、状況把握に努め、各部署との意思疎通が今以上に図られるように努めたい。③高砂市倫理基準の条例化は、平成18年度の早い時期に提案したい。

新聞報道による市長の言動については、不本意などがあるが、公人としての言動には今後十分に留意したい。二度と不祥事が起こらないよう、職員一人ひとりが自覚し、またその資質を向上させ、そういうことを許さない組織体制、職場風土を構築していきたい。一日も早く市民の市政に対する信頼を回復していくことが、市長としての責任であると感じている。

問

4月から神姫バスが減便された路線の問題は、いくら増便の見通しが立った

ことを評価したいが、乗客数のノルマがあり、下回った場合、元に戻ってしまうと聞いている。

営利目的の企業の論理からは仕方ないかもしれないが、市民病院利用者に対して何らかの形で便宜を図るなど行政として配慮すべきではないか。

答

市民生活におきます身近なバス、交通の利便性の向上については、高砂市交通整備計画懇談会の中で、今後検討していきたい。

問

最後に市内各小中学校の通学路の安全について、現状と問題点をお伺いしたい。

答

安全確保の徹底を通知し、自分の間、集団、複数による登下校を実施し、教職員による見守り活動を強化する。またこの度の事件が下校時間帯に発生しており、各小学校ごとの下校時間帯を保護者等にお知らせした上で、なお一層の地域による見守り活動をお願いしたい。

市民生活の安全施策の検証 ほか

宮本 幸弘

問 心肺停止患者救命の為に自動対外式除細動器(AED)が一般市民でも使用可能となった。設置は県下でも最低ランクである。市内公的施設等へ早期配備をすべきである。

答 市民が大勢集まる場所については方向性として設置が求められている。その中で学校施設を優先して設置の検討をしたい。

問 児童・生徒の登下校安全対策として、通学路の危険箇所点検や改善、安全マップの作成や見直し、地域への具体的要請内容等も含めた登下校安全対策の抜本的改善策は。

答 通学路については危険箇所再点検をし、必要に応じて見直しをはかりたい。安全マップは現在保有しているマップの見直しも含め作成が進められている。各地域あるいは団体に対し、各学校が主として登下校時の見守りを願っている。

問 アスベストによる健康被害が心配であり、市民をはじめ特定地域の市民健康診

断費用の市負担実施や専任健康相談窓口の設置等市民生活条件の確保はどうなのか。

答 県と十分協議を行い市民の安全と健康を守る観点から、実施すべき施策を検討したい。なお、住民検診はアスベストに対応した内容で継続する。特定地域の市民健康相談窓口の常設は、現時点では考えてない。市全体として総合窓口を生活環境部環境政策課に、健康面の相談窓口として健康市民部健康増進課で引き続き担当する。

問 住基ネット運用における「まいさ」が大阪裁判で明確になつた。接続拒否者のネット接続選択制の導入はなぜしないのか。大量閲覧制度も廃止だ。

答 大阪地裁の審理で指摘された問題について再確認し、高砂市ではセキュリティが確保されていると認識する。地方公共団体として法令に基づき管理運営すべきであり、主体的に安全確保に努めなければならないと考えている。

問 市役所での窓口対応や業務の迅速判断、行動に苦情がある。信頼回復はまず幹部から意識改革すべきである。窓口対応は最も重要な業務と認識しており、接遇の向上に努めている。今後一層の改善に努め、幹部自ら率先して行動し、職員の見識改革に努めたい。

問 今回の国勢調査で何か問題はなかったのか。調査員選出はどのような基準だったのか。未訪問の家があった事が新聞に掲載されたが調査終了後の総括はされたのか。

答 国勢調査は調査票の封入提出や記入拒否が多くなっている。ワンルームマンション等の調査が困難になっている。国勢調査には407人の調査員が従事し、特別な調査区を除き全て民間の人にお願

いした。登録調査員、職員等からの推薦、調査員からの推薦、経験者、施設職員等を選任した。総括はまだ行っていないが、今回の調査はいろいろな問題点があり、国に対して改善の申し入れをしたい。

問 「高砂みなとまちづくり構想」計画は、長期の2025年とし、市民に十分理解されない間に急ピッチで進めている事に大きな疑念がある。特に西港整備計画は、大企業の利益優遇策に誘導していくための計画であつても、PCB固化汚泥を山積みした上に公園をつくる計画が盛り込まれており論外です。市民に波及効果があると方針化した根拠を示して下さい。

答 高砂市内の港湾は、港から広域幹線道路へのアクセス道路は整備されているところだが、海の表玄関として高砂西港一帯が活性化することとは、親水空間の確保と、産業活性化にとって重要であると考えている。今回策定したのは構想であり、今後推進協

議会等で実現となる行動計画を策定し、事業化する段階で基本計画、実施計画を行う。盛立地の件では県並びに国とも十分に協議していく。

問 PCBが検出されていないが、頂上には修繕した

後も亀裂があり、いつまでも安全が保障されるのか。構想計画になぜ最初からPCB問題を盛り込まなかったのでしょうか。

答 港を中心としたまちづくりの基本構想を取りまとめるのがこの事業であることから構想には含めていない。みなとまちづくり構想を進めることがPCB処理につながることも考える。

問 市長は、「負の遺産」であるPCB固化汚泥は仮置きであると言われて以上市民に不安を与え続ける姿勢でなく、計画そのものを中止すべきではないですか。

答 これは将来的なまちづくりに向けての構想で、具体化については今後の課題であると認識している。

問 JR宝殿駅、曾根駅にエレベーターの設置を求める

PCB固化汚泥の上に公園をつくる 西港整備計画は中止を ほか

小松 美紀江

1日の乗降客が5千人以上とし順次進めている。高齢者、障害者、病氣を持った人などが「社会参加」をしていく上で、移動の自由と安全の確保は基本的権利です。宝殿駅は1日2万人あり、加古川市と協議を進め、設置すべきではないでしょうか。

答 加古川市と宝殿駅付近都市でまちづくりを進めており、早く平成22年以降と考えている。

問 JR曾根駅は、1日の乗降客が約1万人あり、特に曾根駅南側の住民は、30年以上の長期にわたり南側から乗降できることを待ち望んでいる。経過と現実をお示し下さい。

答 JR曾根駅は南北道路と併せて考えるものと認識しており、今後の整備計画は財政状況も勘案して進めたい。





市民サービスコーナーについてほか

秋田さとみ



なぜ全廃の方針なのか

との連携が必要です。将来的見通しを持ち地域と共にある

問

市民の声はサービスコーナーの存続です。市長は市民の声をまちづくりの意見として尊重されたい。

答

行政を取り巻く社会情勢が大きく変わってきた。特に交通事情の発達により市

答

市民の声を踏まえ再度検討委員会を立ち上げ検討を行ってきた。原則として

問

国の「歩いて暮らせる街づくり」の事業で各公民館にエレベーターを設置した

各種計画とまちづくり

の役割の検討が必要です。新たな事業として地域交流センターや県民交流広場事業の予定があるが、サービスコーナー廃止を前提にしている今の進め方は問題です。

問

昭和29年、旧加古郡と旧印南郡の各町が合併をし、市制施行されたが、当時の経緯をご存知の旧職員や高齢者の方々より、「合併後も地域住民に不便なきよう、各町役場を支所として残すという条件約束があった。それが現在のサービスコーナーである」

市当局の毅然たる姿勢 ほか

松本



『警察白書』に暴力団、エセ右翼、エセ同和などによる、行政機関に対する不当要求行為が記されている。寄付金や補助金の要求、特別融資や公営住宅入居等の便宜要求など具体的な手口も紹介されている。本市でも市営住宅の不正入居問題に端を発し、不祥事件が発覚した。不当要求に弱い市の体質、市長はじめ上級幹部たちの無能かつ無気力、無責任、無反省、怠慢なる実態は、既に議会の場で判明したが、市長は今後どう対応されるのか。

問

昭和29年、旧加古郡と旧印南郡の各町が合併をし、市制施行されたが、当時の経緯をご存知の旧職員や高齢者の方々より、「合併後も地域住民に不便なきよう、各町役場を支所として残すという条件約束があった。それが現在のサービスコーナーである」

答

体罰は学校教育法において厳しく禁止されており、信用失墜行為として服務義務違反ということ。体罰ということには、殴る蹴る等の身体に対する侵害、同じ姿勢を長時間維持させる肉体的苦痛、また生理的苦痛等がある。

り、特に現在の増大する行政事情に対応した各種施策を実現するため思い切った行政運営の効率化が要求され、限られた資源、人、物、金を最大限に有効活用する必要がある。検討の結果、利便性を低下させる面はあるが、それをできるだけ確保した状態で業務を本庁に集約できると判断した。

た各種申請業務は本庁で行い、高齢者等が地域で交付が受けられる方法を検討する。廃止後は地域活動センターのような形で活用を検討するなどの方針案をまとめた。地域活動センターは今のサービスコーナーの利便性を出来るだけ確保するものを想定している。県民交流広場設置についてはサービスコーナー廃止を前提としたものでなく、交流事業が円滑に展開できる適当な場所を設置していただいた

答

市民サービスコーナー廃止により予想されるサービスの低下を代替策等によりカバーし、市民福祉の増進を図るよう検討している。施設自体はその場所にあるので、地域活動の拠点と位置づけ利用を図っていききたい。

新しい時代のまちづくりを

問

財政が厳しいなか今後も安心して市民生活を営み続けるには市は地域・自治会

な場所を確保していただく

と考

たい。

問

市内中学校においての教員による生徒への暴力事件の顛末についての報告を受けたが、生徒の顔を25回も殴り、下腹部を足で蹴るとい

いう形で明言している。

いう、凄惨かつ残酷なる実態



たかさご未来の人材育成についてほか

砂川 辰義



問 高砂市において、今年度になって市職員による不祥事が続いており、市行政への不信感が高まっている。公務員の職責上の責任はどうあるべきか、処遇に対しても見直しが必要。市長及び幹部職員が自ら行動

答 対応はこれだけで良いというものではない。今後アナログ方式からデジタル方式への移行について。また、住民に知らせる手段としてFMラジオ、携帯電話の検討は。

問 防災行政無線のデジタル化は双方方向通信の実現等の利点があり、既存システムの更新時にデジタルを採用したい。携帯電話の活用はメール機能を利用して情報を配信するシステムを検討していきたい。あらゆる媒体を活用して広報に努めたい。

答 状況に応じた障害児教育を学校教育の基本方針の1つとして掲げ、特に特別支援教育コーディネーターの養成について、資質、能力向上を図っている。保育所でも障害児保育という形で保育士の加配を行っており、今後児童福祉課を総合窓口として関係部局、ひょうご自閉症・発達障害者支援センターとも連携を図り取組んでいきたい。

問 「発達障害者支援法」が今年4月から施行されており、国及び地方公共団体の責務として、早期発見や支援に示されている。発達障害の子どもたちは、知的な発達に遅れはないので、周囲の環境が整い、理解し支えることで、その人にしかない才能が開花も可能です。障害を個性ととらえる優しい眼差しが必要で

問 市税の収入は減少している。住民に送付する封筒や公用車、ホームページ等、高砂市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載し、収入増や経費節減を図る。

答 財源確保の観点から、議員ご提案の広告事業について検討課題としたい。

問 防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への

問 発達障害者の支援について

問 広告事業の推進について



子育て先進市の伝統を守ってほか

井奥 雅樹



問 中・高所得者への施策として、子どもの医療費に

問 戦争の準備にならない国民保護計画を

問 市長の答弁は、市民から「逃げ腰」「ごまかし」と評判が悪い。

答 加古川市で79人も待機児童があった時代にも高砂市は待機児童ゼロでした。これは誇るべきこと。しかし、3歳児以下の保育はまだ貧弱。お金をほとんど使わないで工夫でできる施策を提案します。

答 来年4月から高砂市でも議論が始まります。審議に賛論が入れるなど人権や平和に配慮した計画作りを。特に自主組織作りでは災害と違い、強制力をもって行うべき。

答 市長と語る会で、質問に「顧客のニーズに正面から受け止め、あつたかい気持ちで伝わる」というベストセラー本の「生協の白石さん」のような答弁を望みますが、いかが。

問 所得制限については児童手当等国の法定事務としての所得制限があり、そのため市独自では考えていない。

答 国民保護法では関係者の自主性を尊重し、要請等により対応を求めることとしている。市においては平成18年度に保護計画を策定することとなり、本市も国民保護協議会を設置して計画策定にあたる。ご指摘の専門家については検討したい。

問 平成18年度の園児数で、5歳児が約390名、4歳児

問 子どもと子どもを預かる家庭を仲立ちするファミリーサポート事業を早急に。

答 来年度研修会などの予算を計上し、平成19年度開始を予定している。

問 2年保育で4歳児だけ給食がないのかおかし。

問 今の人員でも工夫でできるのでは。

答 平成18年度の園児数で、5歳児が約390名、4歳児

問 食がでないのかおかし。

問 食がでないのかおかし。

答 平成18年度の園児数で、5歳児が約390名、4歳児

問 食がでないのかおかし。

問 防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への

問 防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への

問 防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への

防災対策について

防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への

防災は情報に始まり情報で終わる、自然災害への



ボランテア活動における 共済について ほか

横山 義夫



問 青少年補導委員による街頭補導活動などは、どう

しても個人のマイカーを用いて、加古川市などが既に実施して実施しなければなりません。している青バトの導入なども青少年補導委員など各種ボランテアには、ボランテア保険に加入してはいますが、この保険での自動車事故は、加

入者自身のケガのみが対象で、対人・対物など事故の賠償責任は対象外となっています。このように自動車事故の場合、個人の保険を使用しなければなりません。多くのボランテアが夜間や休日に活動を実施していることを考えると、ボランテア保険ではカバーできないものには、何らかの対策は必要ではないか。

答 個人の所有をする車両に對し公費で保険を負担することは、今の段階では難しいと判断する。

問 街頭補導活動の場合、大半が夜間に行っているため、空いている市公用車の使用はできないか。

答 JR宝殿駅に隣接する加古川市では平成15年9月に基本構想を策定し、本年3月には「かこがわバリアフリーまっぴゅ」のパンフレットを作成しており、積極的に取

JR宝殿駅のバリアフリーについて

問 JR宝殿駅に隣接する加古川市では平成15年9月



また、最近の全国での事件発生状況からも防犯対策として、加古川市などが既に実施している青バトの導入など必要ではないか。

答 公用車の使用については、ボランテア活動として多数の方が運転するということは、好ましいものでないと判断しており、使うとすればどういった方法があるか、今後検討していきたい。

青色防犯バトロールについては、現在近隣では加古川市、明石市、稲美町が取り組んでおり、本市としては今後の検討課題と考える。

り組まれている。高砂市の交通バリアフリー基本構想の進捗状況は。

答 バリアフリー化に向けた課題とか問題点等を調査

研究をするとともに、高砂市交通バリアフリーの基本構想の策定の円滑な進捗を図るために、高砂市交通バリアフリー基本構想策定に関する調査研究会を立ち上げている。



公共施設にAED設置を ほか

八田 美津子



問 厚労省が昨年一般の人の使用を認めたAED。心

停止を起こした人の救命に役立ち、今後高齢化の進展で心疾患はさらに増加。救命講習の状況は。救命法を指導できる応急手当普及員の養成はさ

れているのか。来年は国体の会場となるスポーツ施設や公共施設に設置する必要があると考えます。ご所見を。

答 AEDの講習会については、12月1日までに約2,300人が受講している。指導者養成の応急手当普及員講習は、17名の認定をしている。設置が望ましい公共施設として、スポーツ施設、文化会館等、公民館などを含め学校施設などもあると認識している。

マタニティマーク、ハート・プラスマークの普及を

問 お腹が目立たない妊娠初期は胎児の発育にとって大切な時期妊婦さんのしるしが書かれているストラップや

バッジをつけることによって周囲にさりげなくアピールで

き、妊婦の方が妊娠期間中より安心し、また命の大切さを考えるきっかけに普及活動啓発活動。

答 このマークは視覚による啓発という意味で大に意義のあるマークと考えている。現在厚生労働省がマタニティマークを公募しており、全国共通のマークが制定されると、一層普及が進むと考え

る。市としても、周知、啓発に努めたい。

問 ハート・プラスマークをご存知でしょうか。身体内部に障害を持つ人つまり内部障害を表しています。外見からは分からない見えない障害であることから認知度が低く言葉すら知られていません。さまざまな現状があり、政府も広報などを通じて施策を充実させたいとの見解を示している。内部障害者からの声は届いていますか。積極的な取り組みを。

答 高砂市においては、身体障害者のうち23.1%が内部障害者で、マークの問い合わせは、現在ないと感じており、今後啓発活動の取り組みを検討したい。

高砂市においても高齢人口14.4%年少人口16.1%と少子高齢化が進んでいます。子育て支援として核家族の家庭にヘルパー派遣し家事や育児を援助する「産後ヘルプ事業」は安心して子育てをして頂くために必要です。いかがでしょうか。父親の育児参加を勧めようと父子手帳を母子手帳の交付時に配布してはどうか。

答 産後ヘルプ事業の一環として育児支援家庭訪問事業を実施要綱を定め、訪問事業を実施している。将来的にファミリーサポート事業の実施を計画する中で考えたい。父子手帳は現在交付していないが、年3回育児セミナーを行い、父親に対する妊婦の体験学習などを実施し、父親の育児への参加を呼びかけている。



阿弥陀小学校の 建て替えについてほか

鈴木 利信

問 設計段階で、地元やPTAと協議する必要があるのでは。

答 平成19年度に基本計画の設計を予定しており、地域の自治会、学校関係者、地権者に報告し、ご協力とご理解をいただきながら事業を進めたい。

◆防犯のためにも、小中学校の要塞化ではなく、地域に開放し、協力者を増やしてゆくに必要では。
また防災拠点としての機能も充実させる必要があるのでは。

特別支援教育について

問 学習障害児等の実態把握はどうなっているのか。

答 高砂市における特別支援教育に関する児童・生徒数は、専門機関の診断の判定によるものと、研修を受けた教師の主観的な判断によるもの

の合わせて63名と承知している。

問 特別支援教育を、市内一律に導入するのでなく、問題のあるところや準備の整ったところから、特別支援教育コーナーを設けたい。

答 特別支援を要する児童・生徒に対する教師の適切ななかかわりが求められていることは十分認識している。今後より多くの教職員が専門的な知識を習得し、子どもの理解や事例研究の研修を充実させ、福祉や医療の関係機関等との連携も密にして充実に努めたい。

公益通報者保護について

問 公益通報者に対応する窓口の設置について。

答 本市においても、公金の横領事件という不祥事の発覚等も投書によるもので

あった。国においての民間事業者や行政機関の通報受付体制の整備を図るため、指針となるガイドラインが作成されている。不祥事を未然に防止するため、早急に内部規程等の整備を行い、周知等を図りたい。

問 外部監査等の導入が必要では。

答 不正防止を図る上で、監査委員の監査の果たす役割が大ききものである。監査委員に対して、今以上に充実した監査をお願いしたい。外部監査制度の導入は、他市の状況も見まして検討したい。



浸水対策について

北畑 徹也

問 平成16年、8月30日台風16号に始まり、18号、21号、23号の接近上陸により、本市の被害調査結果によると、市内26箇所も水害を被った。この年は異常であったとは思いますが、高砂市域は水害に弱く、永い間、水害に悩まされ、今日に至っている。今年1月に米田地区を始め、塩市、島、神爪、中島3丁目、5地区市民団体代表者9名により、現状の水害不安から浸水対策についての陳情が議会に提出され、議会としても抜本的な対策をすべきと意見を付し、採択された。本市における総合的な防災対策について、庁内での防災対策委員会が設置されその委員会で当面の浸水対策計画が出されておりますが、今こそ市民の生活環境を守る上からも、抜本的に法華山谷川水系、及び鹿島川水系に対する浸水対策事業の計画が不可欠であると考えます。この流域の流量調査を実施し、こ

れに対する基本計画を作成すべきであるがいかがでしょうか。さらに国・県にこの実情の理解を求めていかねばなりません。市民が安心・安全に生活できる環境づくりこそ基本であると考えます。減災と事前準備が大事です。市としての見解をお伺いします。

答 市としては、浸水等の被害の軽減を図るため、河川、下水道、水路、ため池、道路側溝などによる治水機能強化する総合的な浸水対策を講じなければならないと考えます。その対策として、浸水対策に関する緊急対応指針を策定し、本市の浸水対策事業を推進する上で、法華山谷川及び鹿島川水系の整備が重要と考える。鹿島川は、昭和40年代に農業灌漑路として設けられ、間の川とあわせて今日の住宅化を想定したものではありませんことから、都市河川への抜本的な見直しが必要となる。

また、間の川については、県管理の法華山谷川に放流することと合わせて、流入区域が加古川市域を含むことから、整備計画策定時には、県並びに加古川市に下流域の浸水対策の協議をしていきたい。

河川区域内の流入経路及び流入量等の基礎資料により、河川構造、排水設備等の河川機能を保持するべきものであるが、計画策定に向け検討していきたい。



平成16年度 決算特別委員会中間報告

決算特別委員会に付託されております一般会計を始めとする8会計については、審査が終了していないことから、継続審査となっております。

しかし、決算委員会の目的であります審査で検証したことを次年度予算、または業務に反映することが大きな目的となっていることから、現時点での審査における指摘事項をまとめて中間報告をしました。

「経過」

付託年月日 平成17年9月30日

審査期間 平成17年10月6日～11月28日 14日間

＜審査状況＞

平成16年度中にも行われた職員による市税・国保等の公金横領、市営住宅の修繕費等の未払い金が判明しましたので、関係する部局の審査は当局の調査結果報告を待って審査する事としました。

また、審査では前年度及び平成16年度の定例会・委員会等における指摘事項のフォローアップ、公金の取扱い状況、委託料の入札結果、滞納、職員の時間外手当等を中心に審査しました。

＜主な指摘事項＞

1. 総括において、平成16年度中における定例会・委員会等の指摘事項のフォローアップを確認したところ、整理が出来ていない点や書類上での対応のみで、実際に足を運んでいない点など十分にフォローされていない項目が見受けられる。
2. 時間外勤務については、管理職の命令書が形式的な書類で、しかも事後処理されている部局が多く見受けられる。時間外勤務の実施は、単に仕事量が増加したからという理由で安易に実施されているように思われる。
3. 市民病院のR I検査機器を始めとする放射線室新規医療機器設置に伴い、収益見込みとして、議会への説明では試算で1億円程度の増収見込みであるとの説明があり、導入しているが、実績は赤字となっている。
4. 委託料に関しては、予定価格に対し、落札率100%近くのものも多く見受けられる。また特殊性があるからとの理由で安易に随意契約をしているものもある。
予定価格の設定においては過去の落札価格を考慮されていないものや単に処理量が増加しているから予定価格が引上げられたものも見受けられる。
5. 滞納に関しては、催告状の発送だけを行い、徴収に努力されていない部局が見受けられる。部長・次長自らが率先して徴収にあたり、収納率の向上に努力されたい。

この他委員会中にも意見等を行っておりますので、当局においては真摯に受止め、次年度予算の業務執行に十分留意されることを強く要望します。

本会議・委員会はどこでも傍聴できます。

各常任委員会、特別委員会は委員長の許可により傍聴できます。

市役所内のモニターテレビの中継や、市立図書館及び公民館に備えつけの会議録などで内容を知っていただくことができます。

次の定例会は3月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは**43-9051**(議会事務局)までお問合せください。